

○認可外保育施設における光熱費等高騰対策事業支援金 よくあるお問合せ内容

問合せ内容	回答内容
光熱費は定員とあるが、一時預かりが多い当園はどのように数えたらよいか。	光熱費にかかる支援金は、一時預かりの多寡に関わらず、6月1日時点で設定している定員数により申請して下さい。また、園の掲示等根拠資料を添付してください。
給食費の月初人数とあるが一時預かりは含めてよいのか。	一時預かりの児童にも給食を提供し、給食費を徴収していれば対象となります。この場合、月初人数は、(初日時点の月極の登録人数) + (一時保育の月の平均実保育人数) により算出してください。
本支援金とは別に、光熱費・物価高騰の支援金・補助金を受給しているが申請できるか。	財源が同じものであれば申請できませんので、どちらか一方を選択していただく必要が有ります。まずはお問い合わせください。
学童保育も同時に行っており学童にも給食を提供している場合、その人数を加算し申請できるか。	本支援金は、児童福祉法第59条の二に規定する認可外保育施設が対象であり、放課後児童健全育成事業は対象外であることから、申請はできません。
給食を提供しているが、保育料に含めた形で徴収しており給食費として実費請求していない。本支援金を申請できるか。	保護者へのしおりや保育料の内訳が示された資料等保育料に給食費が含まれることを客観的に示すことができる資料と、4月から保育料を値上げしていないことがわかる資料を合わせてご提出いただければ申請可能です。
自園調理ではなく外部の仕出し弁当を提供しているが対象となるか。	保護者から給食費を徴収していれば申請対象となります。
物価高騰を受け、年度途中で給食費を値上げした。申請はできないか。	差額分を利用者へ返金すれば申請は可能となります。その場合、在籍児童人数と返金が確認できた児童人数の内、少ない方を支援金対象児童の人数とします。
保育所の運営を業者に委託している。光熱費は設置者が直接負担しているが、食材料費は委託業者が直接保護者から徴収している。支援金は光熱費と食材料費のそれぞれで申請しないといけないか。または、申請はまとめて行い、支援金の支払先を設置者と委託業者に分けることができるか。	委託元の設置者にまとめてお支払いしますので、設置者が一つにまとめて申請をお願いいたします。
定員数と実際の保育人数に差があるが、光熱費にかかる支援金は定員数で申請しても問題ないか。	問題ありません。光熱費については、建物の設備や容量等に依存するという考えに基づき定員数により算出することとしていますので、定員数と実際の保育人数に差があったとしても差し支えありません。

※今後も、頻繁にお問合せいただく内容などについて随時更新いたします。